

日本保健医療大学 内部質保証方針

令和5年4月1日制定

令和6年1月30日改正

日本保健医療大学（以下「本学」という。）は、内部質保証を推進するため、以下の通り方針を定める。

1. 基本的な考え方

本学の理念・目的、教育目標及び方針等の実現に向けて、教育研究をはじめとする本学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善を推進する。

2. 実施体制

- (1) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長室会議とする。
- (2) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を、教職員協働で定期的に実施する。
- (3) 本学の現状把握のため、IR（インスティテューショナル・リサーチ）担当部署を設置し、十分な調査を行い、データの収集と分析を行う。

3. 内部質保証の機能性

- (1) 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映する。
- (2) 自己点検・評価は根拠資料（エビデンス）に基づいて行うものとし、その結果は学内で共有し、本学ウェブページ等を通じて社会に公表する。
- (3) 大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みを最大限に活用する。

以上